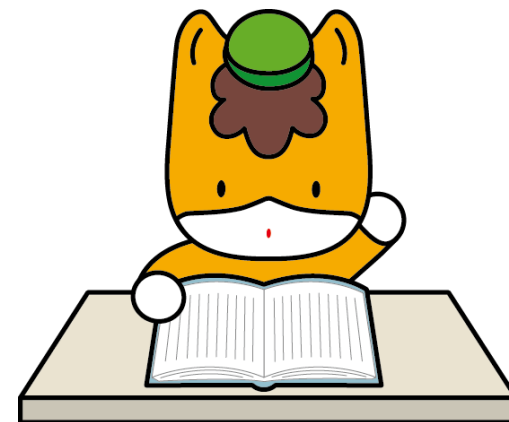


初心者向け

ボランティアのための

読み聞かせ講座



群馬県教育委員会生涯学習課(令和2年9月)

はじめに

-
- この研修動画は、子どもの読書推進に大きな役割を担っている「読み聞かせボランティア」の皆さんに向けて制作したものです。
 - 読み聞かせボランティアを始めたばかりの方や、これから新たにボランティアを始めようと思っている方など、初心者向けの内容となっています。

研修内容

基本編

「読み聞かせ」は、読み手にも聞き手にも良いことがたくさんあります。絵本の選び方や読み方など、読み聞かせの「いろは」を確認しましょう。

実践編

小学校で行う「読み聞かせ」をイメージして実演してみましよう。また、よく聞かれる質問に講師がわかりやすく答えます。

応用編

「おはなし会」を運営する際の注意点や著作権のことなど、知っておくと役立つあれこれをご紹介します。

■ 講師 寺澤 敬子 氏

元群馬県読み聞かせグループ連絡協議会会長

ともだち文庫主宰、高崎市立中央図書館「絵本の読書相談」相談員

<引用文献> えほんはすてき(群馬県読み聞かせグループ連絡協議会刊)

基本編

1 読み聞かせとは

○読み聞かせとは…

- ✓読み手と聞き手が本を仲立ちにして楽しい時間を共有すること。
- ✓子どもに楽しい本の世界の扉を開いてあげること。
- ✓豊かな言葉と読み手の温かい心を届けること。

○ボランティアとして心がけたいこと

- ✓ 学校内などで知り得た子どものプライバシーを守る。
- ✓ 活動の受け入れ側と共通理解を図る。
- ✓ 研修会に参加するなど、スキルアップを。

2 絵本の選び方

○絵本を選ぶめやすは？

- ✓聞き手の年齢にあっていること。
- ✓季節感を考えて。
- ✓子どもに理解でき、共感できるテーマであること。
- ✓長く読み継がれている絵本を。

○発達段階に合わせた絵本の選び方

✓小学校低学年は

字が読めるようになり、自分から本を読んでいく時期…

✓小学校中学年は

絵本から児童書に移っていく時期…

✓小学校高学年は

物事を客観的、論理的に考えられるようになる時期…

3 絵本の読み方

○読む前の準備

- ✓ 何度も黙読をし、内容の理解、流れをつかむ。
- ✓ 何度も下読みをする。
- ✓ 絵本がきれいに開くよう、あらかじめ開きぐせを付け、読むときはカバーをはずす。

○絵本の持ち方

- ✓ 安定した持ち方をする。

○絵本の読み方

- ✓ 表紙～見返し～本文～裏表紙までがひとつの世界。
- ✓ 大事なことは、本の内容のおもしろさ、魅力を届けること。

實踐編

読み聞かせをしてみよう

○実演してみよう！

（場面設定）小学校低学年のクラスで初めての読み聞かせ・・・

○講師からのアドバイス

読み聞かせ Q&A

○主に小学校での「読み聞かせ会」でよく聞かれる質問です。

Q1 小学校低学年に、「なぞなぞ」や「しりとり」の本を読んだとき、大勢の子どもが叫んだりして収拾がつかなくなりました。こんなときは？

Q2 高学年への読み聞かせを試みたいのですが、どんな本を選べばよいでしょうか。

Q3 熱心に聞く子どもと、途中で飽きてしまう子どもがいて、戸惑うことがあります。こんなときは？

Q4 小学校で、朝の始業前に読み聞かせをしています。時間が15分しかないので本を選ぶのに困っています。こんなときは？

Q5 床に座っている子どもたちが広がってしまい、絵本の絵がよく見えないので、と感じました。こんなときは？

Q6 今日の本は…と見せると、「知ってる、知ってる」「えーっ、つまんない」などと声があがることがあります。こんな時は？

應用編

1 おはなし会の運営

○楽しいプログラムづくり

- ✓対象年齢にあわせた進め方を。
- ✓当日の様子に合わせて臨機応変に。
- ✓記録ノートをとりましょう。

○場所の設定は・・・

- ✓広すぎない室内、本に光があたらないように。
- ✓読み手は壁に背を向け、聞き手は出入口を背に座ってもらう。

2 著作権の取扱い

○読み聞かせ団体などによる著作物の利用

✓ 著作権者の許諾が必要な場合があります。

- ・絵本や童話を紙芝居にすることは？
- ・子どもがよく見えるように、絵本を拡大コピーするのは？

※2006年5月に児童書四者懇談会が公表した手引き「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」を

次ページ以下に掲載しますので、参考にしてください。

許諾が必要になるのか判断に迷う場合は、出版社に問い合わせるとよいでしょう。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuinfo

2017年改訂版

読み聞かせ団体等による著作物の利用について

－お話会でも、作者の許可がいるの？－

近年、各地で子どもたちを対象とした読み聞かせやペープサート、パネルシアターなどの上演が盛んになっています。その際に、絵本や童話作品が使われていますが、これらの作品に作者の著作権がはたらいていることは意外に意識されていません。

「著作権」とは、作品に付随する諸権利がそれぞれの著作権者（多くの場合、イコール作者ですが、故人の場合は遺族などが著作権を引き継ぎます）のものであることを認めたもので、これを法的に制度化したものが「著作権法」です。著作権には、作者がそこから経済的な利益を受けることができる「財産権」と、本人の意思に反して改変されたりしないなどという「著作者人格権」があります。

ボランティアによる朗読会や上演会の場合などでも、入場料を取るなどの場合は作者の許諾が必要ですし、お金がかからない場合でも著作者人格権との関わりで、作者の了解が求められるケースが少なくありません。

著作者にとって自分たちが作り上げた作品が、さまざまな形で子どもたちのもとに届けられるのはうれしいことです。わたしたち児童書の作者と出版社では、そうした場での著作権の取り扱いがスムーズに運用されることを願って、このたび簡単な手引きを作成しました。絵本や児童文学作品の作り手と渡し手が、共に手を携えて作品世界の楽しさを子どもたちの心に届けられるよう、この手引きを活用されることを願っています。

2006年5月

旧 児童書四者懇談会／参加団体
(現:児童書出版者・著作者懇談会)

日本児童出版美術家連盟
日本児童文学者協会
日本児童文芸家協会
日本書籍出版協会児童書部会

日本書籍出版協会
TEL 03 (6273) 7061
http://jbpa.or.jp/



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuinfo

「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

■下記の場合は、著作権者に無許諾で利用できます。

著作物	著作権の内容等	著作権法
A. 保護期間の過ぎた著作物	●公有（public domain）といわれる。国民の財産とされ、無許諾で使える。	51～58条
1. 日本人の著作物	●著作者の死後70年経過（死去の翌年の1月1日起算）すれば公有が原則。団体名義のものは公表後70年。	51条 53条
2. 外国人の著作物	●海外著作物も日本の著作物と同様の保護がされている（死後50年原則）、原作者の他、翻訳者の二次的著作権がある場合が多いので注意が必要。また、第二次大戦前、大戦中刊行の連合国の著作物には戦時加算が最大約11年加算されるため、保護期間が長くなっているものもあり注意が必要。	58条
B. 保護の対象にならない著作物	●憲法その他の法令など、著作物であっても国民に広く開放して利用されるものは、著作権法上の保護を受けない。	13条
C. 「著作権の制限」規定により例外的に無許諾で利用できるもの（お話会等に関するもののみ）	●著作物の利用には著作権者の許諾を得るのが原則だが、全てに適用すると、文化的所産である著作物の円滑な利用を妨げることになるため、例外的に著作権者の権利を制限して、著作権者に無断で著作物を利用できるルール。	30～49条
1. 私的使用のための複製	●家庭内など限られた場所における少数の複製は許されている。	30条
2. 図書館等における複製	●図書館内において著作物の一部分のコピーを、1人につき1部提供すること。	31条
3. 学校その他の教育機関における複製	●担任、授業を受ける者は授業に使う場合に限り、コピーすることができるが、部数及び態様が著作権者の不利益になるときは、この限りでない。	35条
4. 点字による複製等	●営利・非営利にかかわらず、公表された著作物は点字により複製できる。	37条
5. 視覚障がい者等のための複製等	●図書館、盲学校などでの視覚障がい者等のための録音・テキスト化等は認められている。ただし、同じ形式で作成されたものが市販されている場合や作成したものを他の目的で使うことは許されない。	37条3
6. 非営利の上演等 (上演、演奏、上映、口述、読み聞かせ等)	●営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けず、かつ実演・口述する人(児童書を朗読する人)に報酬が支払われない場合に限り無許諾で利用できる。 ★なお、本手引きにおいては、実演・口述する人への交通費等の支払い、ボランティアの交通費・昼食代および資料費、会場費等のお話会の開催にかかわる経費に充当するために観客から料金を受ける場合は、無許諾で利用できることとします。	38条
7. 引用	●公表された著作物は、公正な慣行（引用される部分が「従」で自ら作成する著作が「主」であること、引用文であることを明確に区分できること、出所の明示等）に合致した形であり、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内であれば、引用することができるが、争いになることの多い微妙な部分もあるので要注意！	32条
以上の「著作権の制限」により無許諾で利用できる場合でも、変形・翻案しての使用は原則として許諾が必要（1. 私的使用のための複製、3. 学校その他の教育機関における複製、を除く）。		50条 43条

★右ページの「▲」を参照ください。

■営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。
また、支払いも生じます。(出版社の許諾を要する場合があります。)

➡ 出版社へ連絡 ➡ 著作権者・出版社(条件交渉の後)の許諾を得る。

■下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です。

利用形態	著作物の内容等	対応	著作権法
A 1. 絵本・紙芝居の拡大使用 (複製を伴う場合) 2. ペーパーサート 3. 紙芝居 4. さわる絵本 5. 布の絵本 6. エプロンシアター 7. パネルシアター 8. 人形劇 9. パワーポイント 10. その他、いかなる形態に おいても絵や文章を 変形して使用すること 11. 読み聞かせ動画の配信	●これらは全て原本に改変を加えて利用 (二次的使用)するもので、著作権者人格権 (同一性保持権、名譽・声望を害されない 等)に抵触。著作権者の許諾を要す。 絵本等の拡大使用は、出版権に抵触する こともあり、出版社の許諾を要する場合 がある。	出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者・出版社の許諾を得る	18~21条 113条6
B 表紙以外の本文画の使用 (ウェブサイト、 ブックリスト等)	●表紙以外の本文画を使用する場合は、 引用にあたる場合を除き著作権者の 許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。 ★ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評 等(ウェブサイト上含む)に、表紙をそ のまま使用する場合は、商品を示して いるものとみなされ無許諾で使 用できる(それ以外の表紙使用は要許 諾)。 表紙写真に加え、作品名・著作者名(作 文・絵・写真など)・出版社名を必ず一 体表記すべき。	出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者の許諾を得る	21条
C その他	●ウェブサイト、教育委員会・人権団体 等のパンフレット等に文章や絵を使 用する場合は、引用にあたる場合を除き、 著作権者の許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。	出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者の許諾を得る	21条

著作物利用許可申請書

各出版社へFAXでお送りください。

年 月 日

出版元名 _____ 申請者名 _____
_____ 団体名 _____
申請者(団体のご担当者)の住所・電話・FAX・E-mail
〒 _____
住所 _____
電話 _____
FAX _____
E-mail _____

下記のように著作物を利用したく、申請いたします。

1. 利用したい著作物

作品名・書名 <small>(所属集などの場合)</small>	
作者(作文・絵・写真など)名	
出版社名	

2. 利用形態・目的(「着色して朗読劇に」「拡大コピーして大型絵本に」「ペーパーサートにして演じる」など具体的にお書きください。)

3. 利用方法(該当する場合はお書きください。)

対象者 人数(概数)		会場名	
主催者 <small>(申請者と違う場合はお書きください)</small>			
入場料等 <input type="checkbox"/> 無料 ・ <input type="checkbox"/> 有料 (_____ 円) <small>※開催にあたる必要最低限の経費に充当する場合は無料</small>	謝礼の有無 <small>※交通費・昼食代程 度であれば「なし」に ✓を入れてください</small>	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし (_____ 円)	
使用期間		上演予定回数	

出版社使用欄

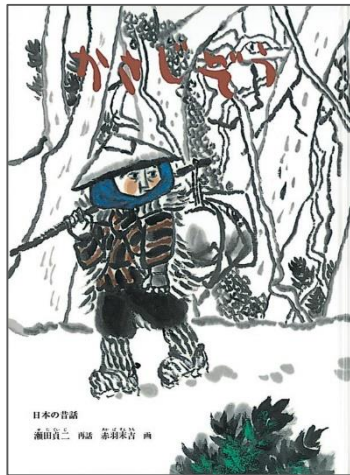
- ・上記の著作物利用については、著作権者に無許諾で使用できます。
- ・上記の著作物利用について、著作権者より回答がありました。
・許諾します。 ・許諾しません。

但し以下のことを条件とします。

年 月 日 出版社名 _____
〒住所 _____
電話 _____ FAX _____
担当者名 _____

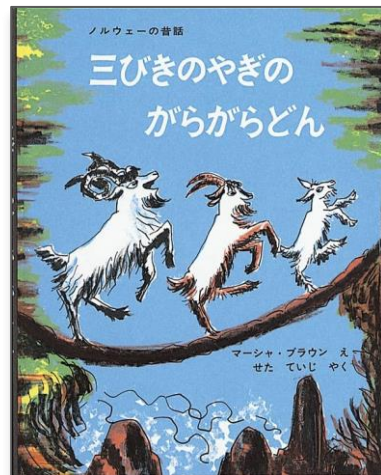
★この講座で紹介した絵本★

○かさじぞう



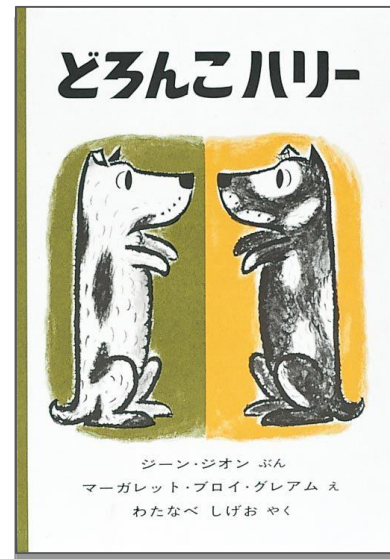
瀬田貞二／再話
赤羽末吉／画
(福音館書店)

○三匹のやぎのがらがらどん



マーシャ・ブラウン／え
さていじ／やく
(福音館書店)

○どろんこハリー



ジーン・ジオン／ぶん
マーガレット・ブロイ・グレアム／え
わたなべしげお／やく
(福音館書店)

○ロバのシルベスターとまほうの小石



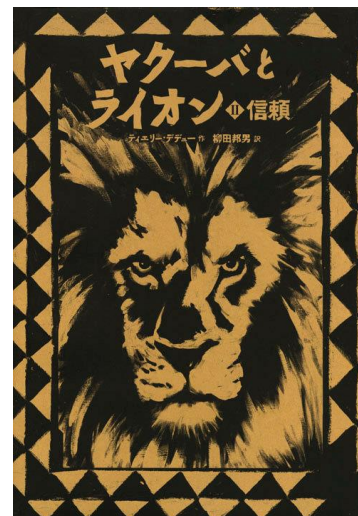
ウィリアム・スタイク／さく
せたていじ／やく
(評論社)

○セミたちの夏



筒井学／著・写真
(小学館)

○ヤクーバとライオン〈1〉勇気 〈2〉信頼



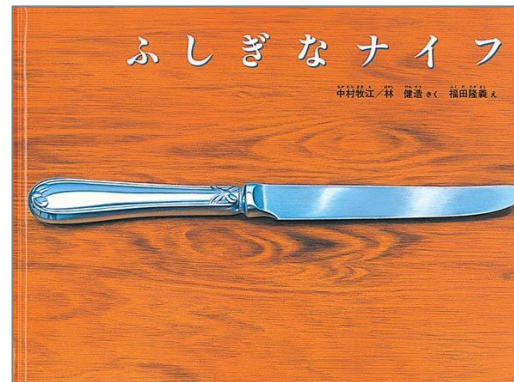
ティエリー・デデュー／作
柳田邦男／訳
(講談社)

○やさいのおなか



きうち かつ／さく・え
(福音館書店)

○ふしぎなナイフ



中村牧江・林健造／さく
福田隆義／え
(福音館書店)